

平成21年版 障害者白書について

内閣府政策統括官
(共生社会政策担当)

【障害者白書とは】

障害者基本法に基づき、毎年国会に提出することとされている年次報告(法定白書)。平成6年版より始まり、今回で16回目。

< 障害者基本法 > 抄

第11条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない

第1章 障害者施策の総合的取組

第2章 相互の理解と交流

(啓発・広報、国際協力)

第3章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

(教育・育成、雇用・就業)

第4章 日々の暮らしの基盤づくり

(生活支援、保健・医療)

第5章 住みよい環境の基盤づくり

(生活環境、情報・コミュニケーション)

第1章 障害者施策の総合的取組

第1節 障害者施策の動向

平成16年の「障害者基本法」の改正以降、障害者施策は「共生社会」の実現に向けて着実に推進

【主な法制度の改正等】

平成16年 ・発達障害者支援法の制定

…発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進等

平成17年 ・障害者雇用促進法の改正

…精神障害者に対する雇用対策の強化等

・障害者自立支援法の制定

…障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスを質・量ともに充実等

平成18年 ・学校教育法等の改正

…複数の障害に対応した教育を行うことのできる特別支援学校の制度化等

・教育基本法の改正

…教育の機会均等に係る規定に障害者の教育に係る支援を追加

・バリアフリー新法の制定

…公共交通機関、道路、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化の促進等

平成20年 ・障害者雇用促進法の改正

…障害者雇用納付金の対象拡大や障害者雇用率制度の見直し等

【国連の動向】

平成18年 ・障害者権利条約(仮称。以下同じ)の採択

…障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約

平成19年 ・びわこプラスファイブの採択

…「びわこミレニアムフレームワーク」に係る後期5年間の行動指針

・障害者権利条約の署名

平成20年 ・障害者権利条約の発効

第2節 障害者施策の推進体制

「障害者施策推進本部」の下、「障害者施策推進課長会議」及び「課題別推進チーム」を開催

- ・「障害者施策推進課長会議」において障害のある人及びその家族等延べ46の団体・個人からの意見聴取等を行い、以下について取りまとめ

- 障害者基本法の実施状況等
- 障害者施策における課題と対応
- 障害者権利条約の締結に際し必要と考えられる障害者基本法の改正事項

- ・「課題別推進チーム」において、公務部門における障害者雇用の推進等について検討

「中央障害者施策推進協議会」を開催（平成20年7月・11月）

- ・障害者施策の実施状況、障害者基本法の検討規定に基づく障害者施策の在り方に係る検討状況等について審議

障害者施策推進本部

本部会議

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官
	内閣府特命担当大臣（障害者施策）
本部員	すべての国務大臣

中央障害者施策推進協議会

障害者、障害者福祉事業の従事者及び学識経験者
30名以内

障害者施策推進課長会議 (各省庁の課長級職員)

課題別推進チーム (主要関係省庁の職員等)



中央障害者施策推進協議会

第3節 障害者基本計画、重点施策実施5か年計画の推進

「障害者基本計画」及び新たな「重点施策実施5か年計画」の着実な推進

第4節 地方障害者計画の策定状況

都道府県・指定都市はすべて策定済み

平成19年度に策定が義務付けられた市町村の計画策定状況 98.2% (1,751団体、21年3月末)

教育・育成サービス等に関する障害のある人の評価

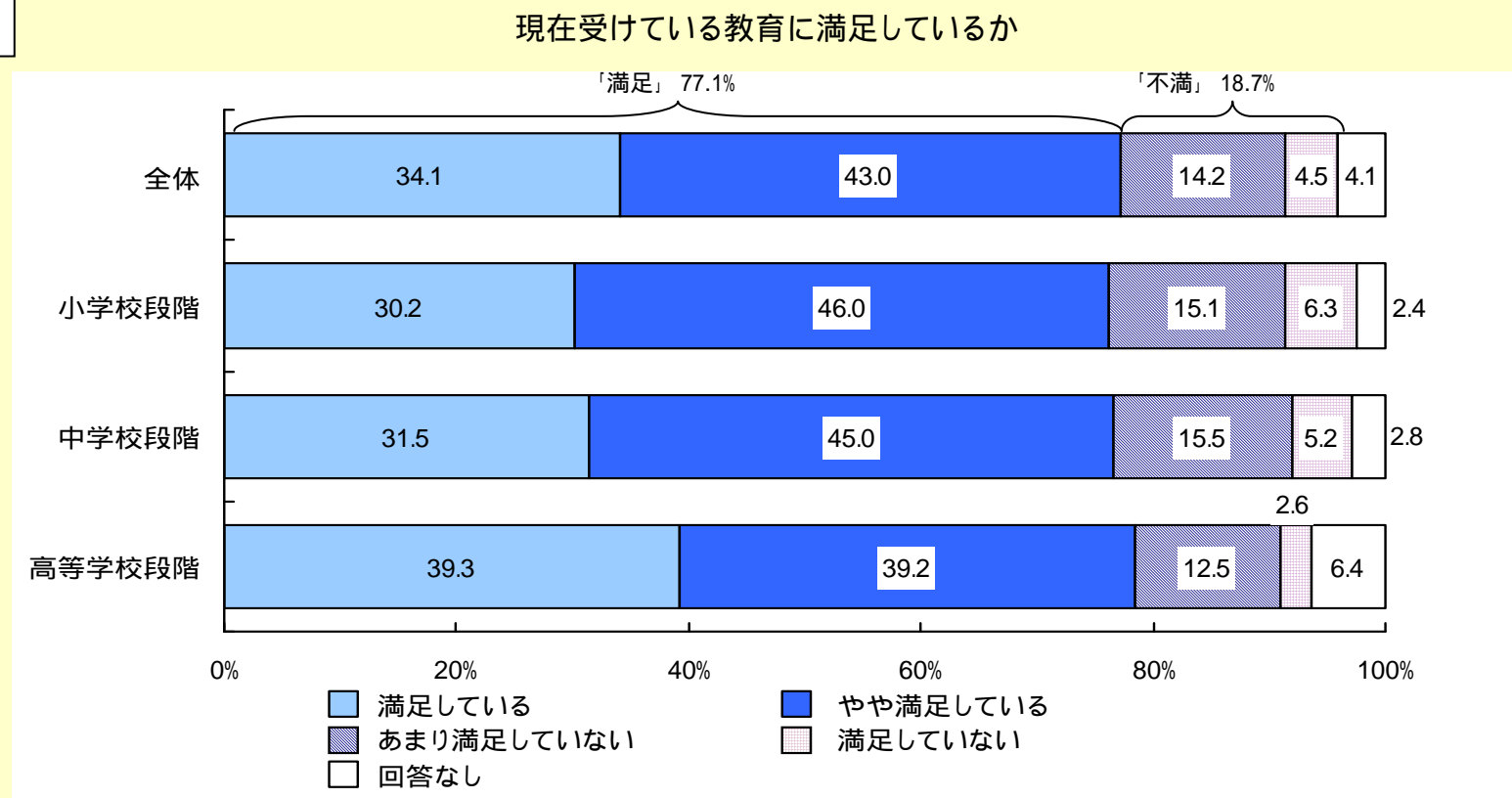
～平成20年度障害者施策総合調査の結果(速報)から～

障害のある人が社会活動を行う上で障壁(バリア)となっている課題を明確化するため、障害のある人を対象とした「障害者施策総合調査」を実施。

平成20年度は、「教育・育成」分野について調査。

現在受けている教育サービスに関する満足度は「満足している」・「やや満足している」が77.1%、「あまり満足していない」・「満足していない」が18.7%。(図表1)

図表1

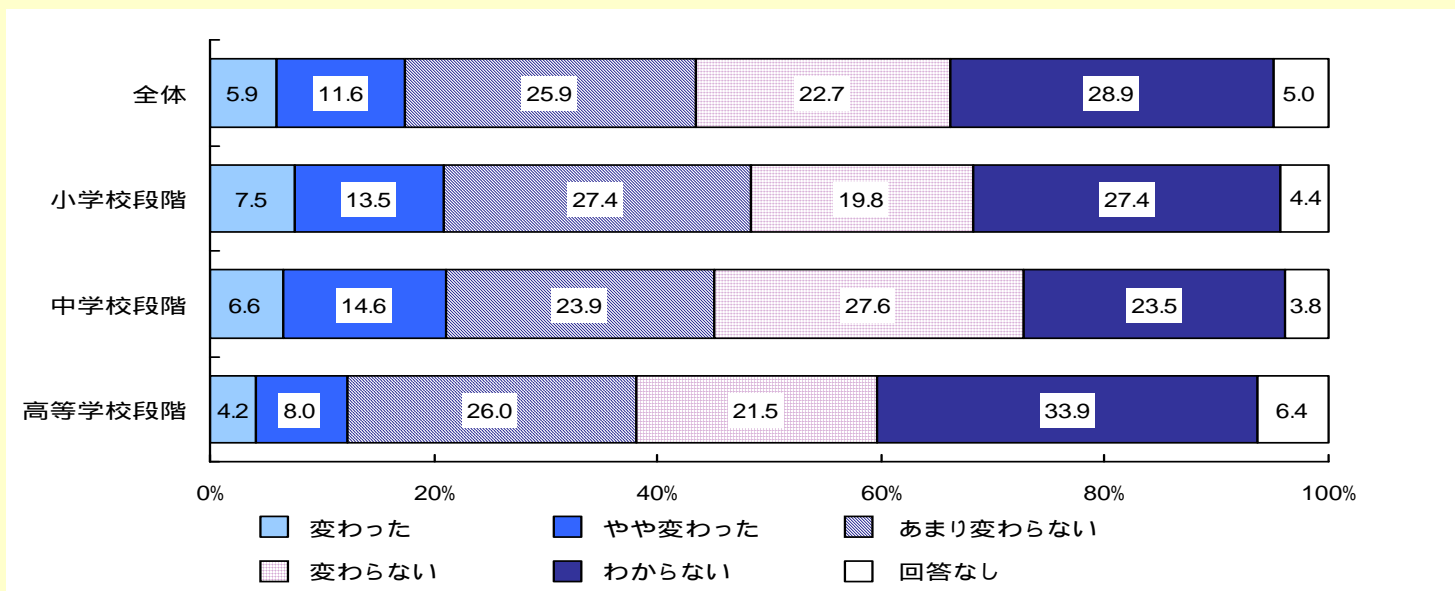


・調査対象:4,936人(1,427人から回答) ・調査期間:平成21年2月～3月 ・調査方法:郵送による回答

平成19年度から特別支援教育制度になったことによる変化に係る意識については、「変わった(5.9%)」、「やや変わった(11.6%)」、「あまり変わらない(25.9%)」、「変わらない(22.7%)」となっている。(図表4)

図表4

特別支援教育制度になったことによる変化に係る意識



図表5

特別支援教育制度になったことによる変化の内容に係る意識(「変わった」、「やや変わった」との回答者関係)

	ニーズに応じた教育支援が行われるようになった	教育、医療、福祉など様々な機関が連携するようになった	障害に対する教員(学校)の理解が深まった	教員の専門性が高まった	乳幼児期～学校卒業後まで一貫した教育支援が行われるようになった	障害に対する他の子どもや保護者の理解が深まった
小学校	50.9%	41.5%	24.5%	15.1%	7.5%	5.7%
中学校	40.0%	35.6%	20.0%	8.9%	4.4%	2.2%
高等学校	60.5%	28.9%	10.5%	7.9%	7.9%	2.6%

特集2

障害のある人から見た障害を理由とする差別の事例など

平成20年度において、障害のある人に対する差別事例について調査を実施。

今後、障害のある人のほか関係者からも意見を聴きながら、差別防止のための取組を推進。

生活分野	差別に当たると考え、してほしくないと思っていること		配慮や工夫をしてほしいと思っていること	
	主な事例	事案数	主な事例	事案数
福祉	重度の障害等を理由とする福祉サービスの利用の拒否・制限、福祉サービスの中での差別的取扱い、差別的言動など	726	福祉サービスの情報提供、建物・設備、職員とのコミュニケーションについての配慮・工夫など	1,166
保健・医療	重度の障害等を理由とする治療・入院の拒否・制限、診療時の差別的取扱い、差別的言動など	565	コミュニケーション、介助・移動、施設・設備、本人の了解を得る上での配慮・工夫など	979
雇用・就業	車椅子の利用等を理由とする採用（募集）の拒否・制限、賃金等の差別的取扱い、職場での差別的言動など	1,012	職員教育、職場でのコミュニケーション、施設・設備、採用についての配慮・工夫など	1,193
教育・育成	入学定員に達したこと等を理由とする教育・育成への受入の拒否・制限、意向を無視した教育内容の決定、学校生活での差別的言動など	310	教員等の障害への理解、施設・設備、コミュニケーションについての配慮・工夫など	584
建物・公共交通機関	車椅子の利用者であること等を理由とする公共交通機関や公共施設の利用の拒否・制限、利用の際の差別的取扱いなど	381	公共交通機関、旅客施設、公共施設等の利用に当たっての配慮・工夫など	822
情報・コミュニケーション	対人コミュニケーション、文化活動・報道活動、講演会等での差別的取扱いなど	357	対人コミュニケーション、テレビ・出版・情報通信機器の利用、講演会等における配慮・工夫など	644
商品サービス提供	不動産の売買、金融・保険の利用、商品購入、サービス利用の際の差別的取扱い、接客時の差別的言動など	464	A T M / 自動販売機等の利用、金融・保険の利用、サービスの利用などの際の配慮・工夫など	589
政治行政司法	行政窓口、議会、裁判の傍聴などでの差別的取扱い、差別的言動など	153	災害対応、行政などの関係者への障害理解等の配慮・工夫など	806
その他	結婚出産の制限、町内会等での差別的取扱いなど	415	障害者の家族に対する配慮・工夫、町内会等での配慮・工夫など	271
合計		4,383		7,054

注：「事案数」は調査において寄せられた事案総数であり一部重複等があり得る。

・調査対象：5,000人(1,654人から回答) ・調査期間：平成21年1月～3月 ・調査方法：郵送による回答

第2章 相互の理解と交流

第1節 障害のある人に対する理解を深めるための啓発広報等

「障害者週間」行事の積極的推進等

- ・「障害者週間の集い」
全国の小中学生等から応募された「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の内閣総理大臣表彰等の実施
 - ・共生社会に向けた取り組み等に係るシンポジウム及び障害者の文化・芸術活動に係るシンポジウムの開催
 - ・「障害者週間連続セミナー」(テーマ:障害者権利条約、知的障害、発達障害のある人の雇用、内部障害のある人への理解等)の開催
 - ・「障害者週間のポスター」パネル展、「障害のある人が作る商品展」の開催
 - ・「ユニバーサル・スポーツフェスタ2008」の開催
 - ・「世界自閉症啓発デー」に係る啓発広報の実施
- ほか
バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰



表彰を行う野田内閣府特命担当大臣

第2節 我が国の国際的地位にふさわしい国際協力

国際協力

- ・草の根・人間の安全保障無償資金協力により、39か国、60件の障害者関連援助を、NGO・教育機関・地方公共団体等に対し実施

障害者権利条約

- ・平成19年9月、我が国による署名。現在、可能な限り早期の締結を目指して所要の作業を進めている。



世界自閉症啓発デー・シンポジウム

第3章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

第1節 障害のある子どもの教育・育成に係る施策

特別支援教育の推進

- ・教育振興基本計画の閣議決定
 - ～10年先を見通した教育の目指すべき姿と、今後5年間に政府が総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、特別支援教育の推進を明記
- ・特別支援学校学習指導要領等を改訂
 - ～障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を充実
- ・「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」の実施
 - ～乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備
- ・「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の制定
 - ～拡大教科書等の普及促進に向けた取組の推進

発達障害のある子どもへの支援

- ・「発達障害早期総合支援モデル事業」の実施
 - ～幼児期の支援方法等についての実践研究
- ・「高等学校における発達障害支援モデル事業」の実施
 - ～授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等についての実践研究
- ・「発達障害教育情報センター」の設置((独)国立特別支援教育総合研究所)
 - ～発達障害に係る各種教育情報等の一括提供を行う中核センター

特別支援学校における教育の充実

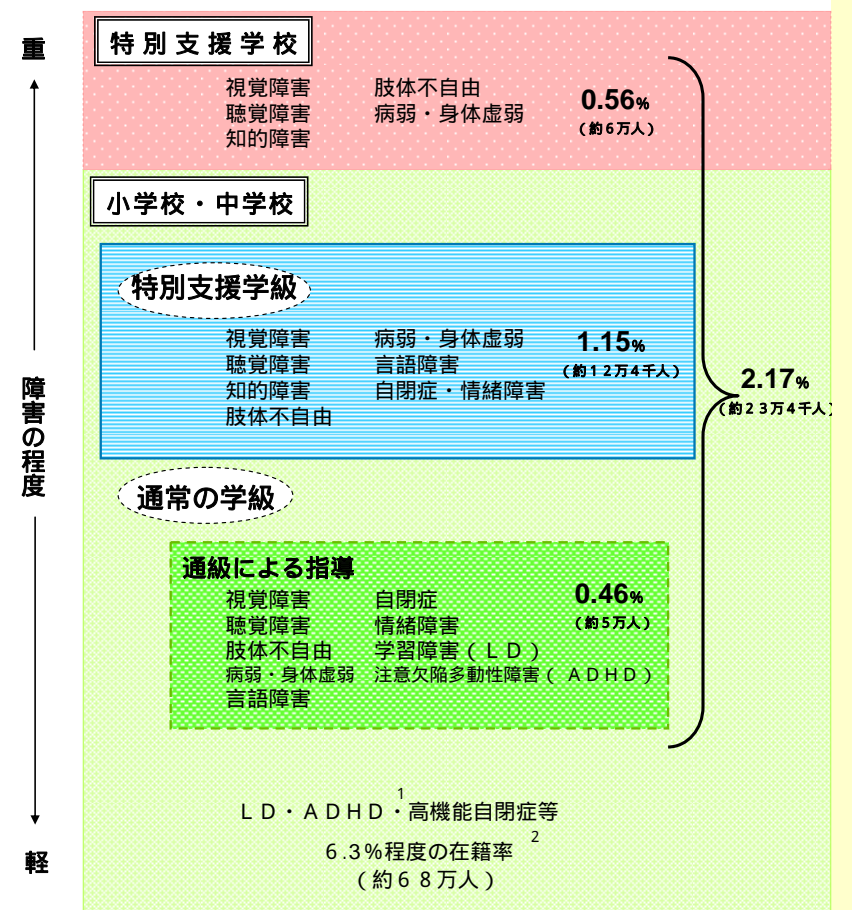
- ・特別支援学校教諭免許状の保有率の向上(69.0% 0.7ポイント増)
- ・障害のある生徒の職業自立を推進するための実践研究等を実施

学校施設のバリアフリー化の促進

特別支援教育の対象の概念図

〔義務教育段階〕

義務教育段階の全児童生徒数 1079万人



1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害

ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

2 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

(2を除く数値は平成20年5月1日現在)

第2節 雇用・就労の促進施策

障害のある人の雇用の場の拡大

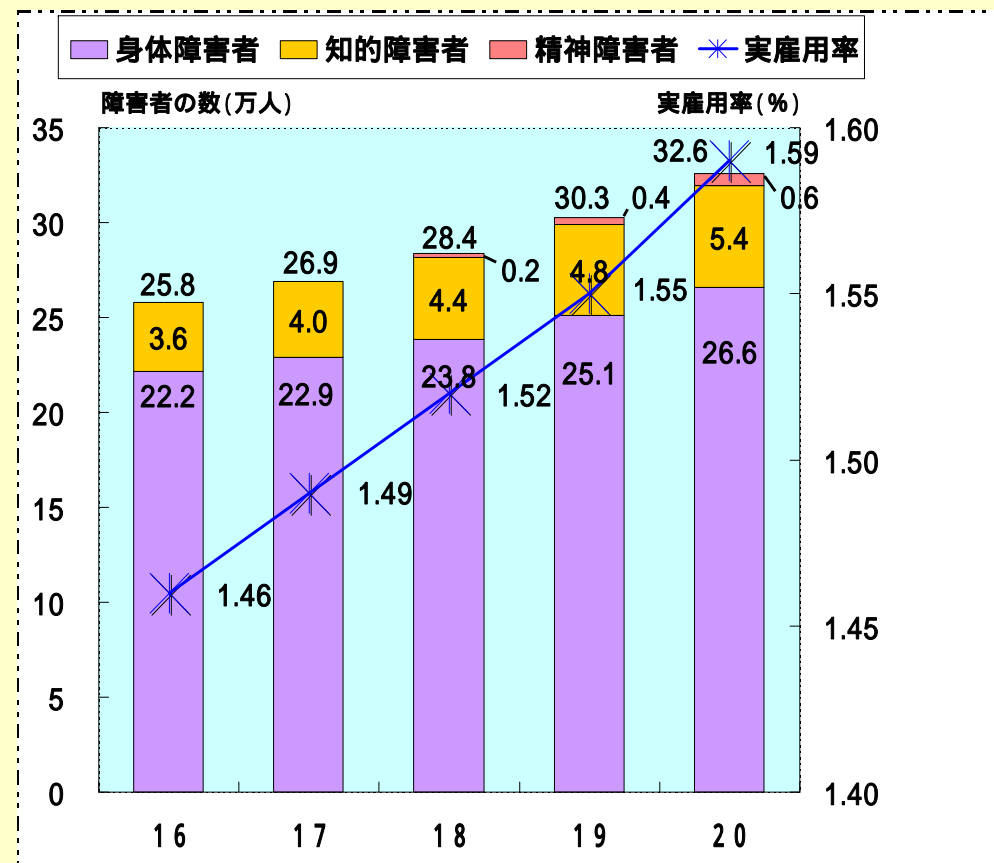
- ・『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の推進
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正
 - 中小企業における障害者雇用の促進
 - 短時間労働に対応した雇用率制度の見直し
- ・国の行政機関において、知的障害者等の「チャレンジ雇用」を率先して実施
(20年度には全府省で採用に向けた取組を実施: 厚生労働省約100名、内閣府6名、その他10省庁等で各1名採用)
- ・「公務部門における精神障害者の職場体験実習」の実施
- ・「公務部門における障害者雇用マニュアル」の作成
- ・精神障害者ステップアップ奨励金制度の創設
- ・精神障害者の雇用及び職場定着のノウハウを構築するためのモデル事業の開始

総合的な支援施策の推進

- ・障害者就業・生活支援センター等による就業面・生活面一体の支援
(23年までに、全障害保健福祉圏域に設置)
- ・「工賃倍増5か年計画」の推進

福祉施設等における官公需による仕事の確保に向けた取組の推進

民間企業における障害者雇用の状況



第4章 日々の暮らしの基盤づくり

第1節 生活安定のための施策

「障害者自立支援法」(平成18年4月一部施行、10月全面施行)

- ・障害福祉サービスの一元化(3障害の一元化、実施主体の市町村への一元化)
- ・利用者本位のサービス体系への再編
- ・就労支援の抜本的強化
- ・支給決定の透明化・明確化
- ・費用をみんなで負担し合う仕組みの強化
- ・計画的なサービス基盤整備の推進

平成18年12月

「障害者自立支援法円滑施行特別対策」(平成18～20年度の3年間、総額1,200億円)
(通所・在宅・障害児世帯を中心とした利用者負担の軽減……1割負担上限額の引下げ等)

平成19年12月

「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」(平成20年度、総額310億円
(満年度ベース))

- ・利用者負担の更なる軽減(20年7月実施)
- ・事業者の経営基盤の強化(20年4月実施) 等

「障害者自立支援法等の一部を改正する法案」(平成21年3月31日閣議決定)

- ・利用者負担の見直し
- ・障害者の範囲・障害程度区分の見直し
- ・相談支援の充実
- ・障害児支援の強化
- ・地域における自立生活の支援の充実

障害者に係る消費者トラブルの防止

- ・「見守り新鮮情報」の発行
～ 障害のある人などに悪質商法の手口等を電子メールで伝達
- ・障害者見守りボランティアの支援
～ 消費者問題等の知識を障害のある人に伝える

「身体障害者補助犬法」の改正

- ・都道府県等における苦情の対応(20年4月～)
- ・一定規模以上の民間事業所等において、勤務する身体障害者の補助犬使用の拒否の禁止(20年10月～)

発達障害者支援の推進

- ・「発達障害者支援法」など、発達障害者支援の推進に向けた取組
- ・発達障害に関する情報提供等を行う「発達障害情報センター」の運営

スポーツ・文化芸術活動の推進

- ・「2008北京パラリンピック競技大会」
- ・「2009スペシャルオリンピックス冬季世界大会・アイダホ」
- ・「第28回大分国際車いすマラソン大会」
- ・「第8回障害者芸術・文化祭滋賀大会」



2008北京パラリンピック競技大会



第28回大分国際車いすマラソン大会

第2節 保健・医療施策

障害の原因となる疾病等の予防・治療

- ・「健やか生活習慣国民運動」の展開など、生活習慣病対策の推進

高次脳機能障害のある人への対応

- ・専門的相談支援、支援手法等の研修等を行う支援拠点機関の設置

心の健康づくり

- ・「自殺対策加速化プラン」の策定、「自殺総合対策大綱」の一部改訂等

第5章 住みよい環境の基盤づくり

第1節 障害のある人の住みよいまちづくりのための施策

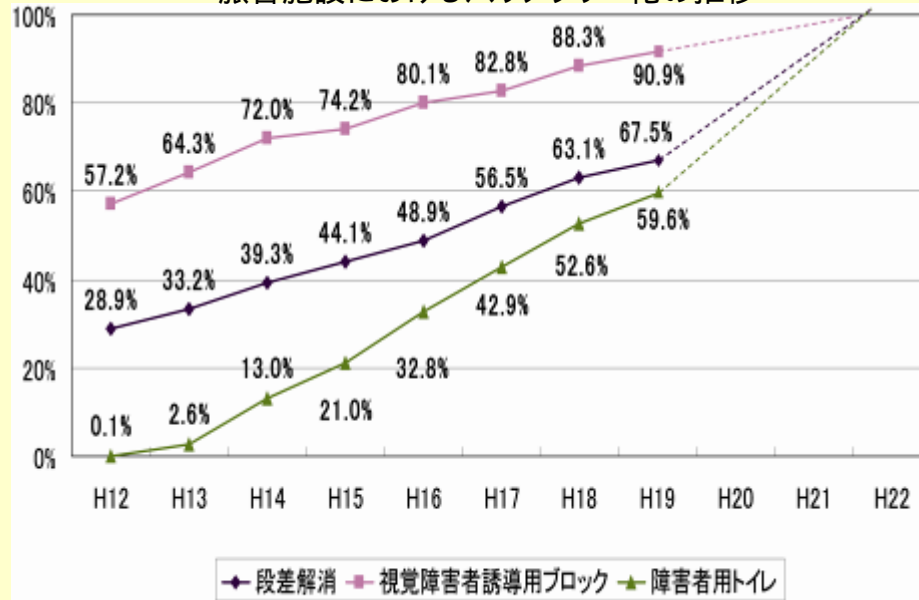
住宅のバリアフリー化の推進

・平成21年度税制改正において借入金がなくとも一定のバリアフリー改修工事等のリフォームを行った場合、一定額を所得税額から控除する新たな減税措置を創設

「バリアフリー新法」に基づくバリアフリー環境の整備推進

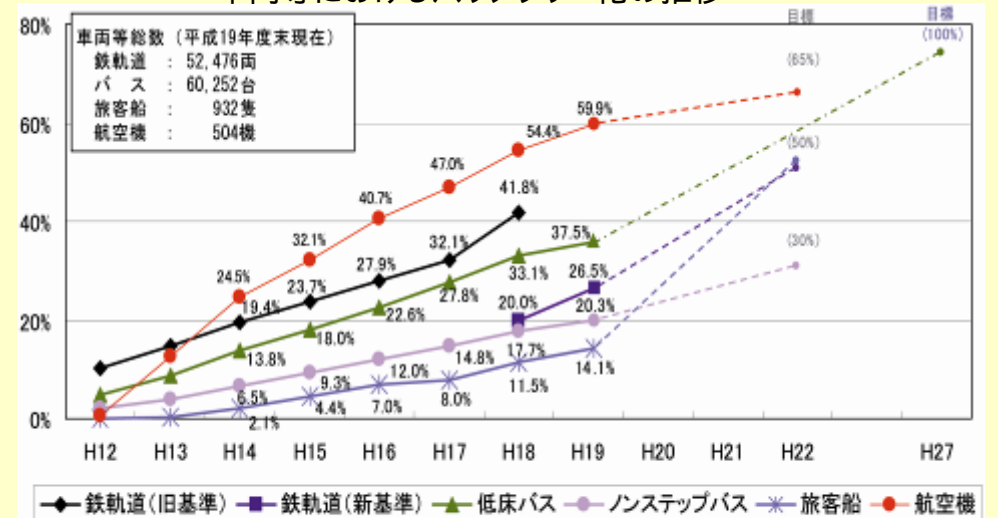
- ・旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空機ターミナル)
- ・車両等(鉄軌道車両、乗合バス車両、タクシー車両、旅客船、航空機)
- ・都市公園(園路・広場、駐車場、トイレ)
- ・路外駐車場
- ・建築物
- ・道路
- ・信号機等

旅客施設におけるバリアフリー化の推移



資料：国土交通省

車両等におけるバリアフリー化の推移



(注) バリアフリー新法に基づく鉄軌道車両に係る移動等円滑化基準(新基準)では以下の内容が追加となっている。

追加内容：車両内の扉等に車両番号等を文字及び点字による表示すること。

資料：国土交通省

災害時要援護者対策等の推進

- ・「災害時要援護者に関する全国キャラバン」の開催(平成20年度)等を通じて、避難支援プランの全体計画の策定など災害時要援護者対策についての市町村の取組を促進

第2節 障害のある人の情報・コミュニケーションを確保するための施策

情報バリアフリー化の推進

- ・障害者ITサポートセンター等

社会参加を支援する情報通信システムの開発普及

- ・「テレワーク人口倍増アクションプラン」の推進

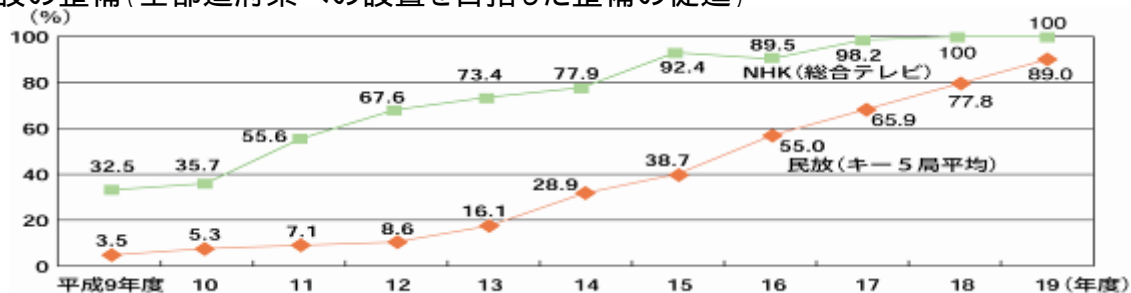
情報提供の充実

- ・政見放送及び経歴放送実施規程改正による、衆議院比例代表選出議員選挙の政見放送の手話通訳付与の可能化
- ・字幕放送の推進等

(平成19年10月、20～29年度までに、NHK総合及び在京キー5局等において、字幕付与可能なすべての放送番組に字幕付与等を目指す行政指針を策定)

複数人が同時に会話を行う生放送番組など技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く7時から24時までの全放送番組

- ・聴覚障害者情報提供施設の整備(全都道府県への設置を目指した整備の促進)



注1：2週間のサンプル週を調査したもの。

注2：この図表における「字幕付与可能な総放送時間」とは次に掲げる放送番組を除く7時から24時までの新たに放送する放送番組の時間数

①技術的に字幕を付すことができない放送番組(例 現在のところのニュース、スポーツ中継等の生番組)、②オープンキャプション、手話等により音声の説明している放送番組(例 字幕付き映画、手話ニュース)、③外国語の番組、④大部分が歌唱・器楽演奏の音楽番組、⑤権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

注3：系列局が制作する番組を含む。

資料：総務省

コミュニケーション支援体制の充実